

令和4年10月13日

団体長・理事各位

## 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について

全日本私立幼稚園連合会  
会長 田中 雅道  
政策委員長 水谷 豊三

10月12日発出の「バス送迎」に関する国の事務連絡について「文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課」に確認いたしましたのでご報告致します。

### ◆簡単な情報提供

報道等で安全装置の義務化が伝えられていますから、各園の保護者からの質問などが出てくる時期でもあります。今わかっていることを以下にまとめますので参考にしてください。

- ・学校保健安全法による国の法律によって2つの内容が法律で義務付けられ、違反の場合は罰則等もあり得る。
- ・安全装置の補助金が国から都道府県を通じて給付される予定であるが、今年度の補正予算の予算額まではまだ決まっていない。補助金の交付については各都道府県で確認してください。
- ・安全装置の機種選定については12月中旬の「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の会議にて示されるガイドラインが示されてから、機種選定にはいることが予測されるため、年明け以降になる見込み。
- ・義務化は令和5年4月施行され、国はできれば6月末までに装備できることを目指している。(経過期間は1年間)

### ◆「こどものバス送迎・安全徹底プラン」

令和4年10月12日付けで内閣官房・内閣府・文科省・厚労省・国交省・警察庁より、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」についてという事務文書が発出されています。必ずご確認ください。

### ◆バス送迎の安全確保のために2つの内容について法的に義務付けされます。

**義務違反の場合は業務停止命令・罰則の事由となり得る**

○義務付けは2つ

- ① 点呼等による園児の所在確認
- ② 安全装置の装備

## 緊急対策① 安全装置の義務付け(1)

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

(義務付けの内容)

- ① 降車時等に点呼等により幼児等の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備

(法的効果等)

- ・指導監査等において、各園側で適切な対応が行われているか確認
- ・義務違反は、業務停止命令等の対象事由。  
当該命令違反は、罰則の対象事由となり得る。

(今後のスケジュール)

令和4年11月 パブリックコメント  
" 12月 公布  
令和5年4月 施行※

※②については、施行から1年間は経過措置を設ける

(経過措置として、安全装置を装備するまでの間は、降車後に車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を可とする。)

施設	改正府省令
幼稚園、幼稚園型認定こども園、特別支援学校	学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）
保育所、保育所型認定こども園	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和三十二年厚生省令第六十三号） ※省令の改正に伴う条例の改正を要する。

※ 地方裁量型認定こども園（告示・条例）、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（厚労省令・条例）、児童発達支援事業（厚労省令・条例）、放課後等デイサービス（厚労省令・条例）、認可外保育施設（通知）は、（）内に記載した別途の措置を行う。

※ 小学校以上の学校（文科省令の幼稚園と同じ条文）、放課後児童クラブ（厚労省令）、保育所以外の児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭センターを除く）（厚労省令・条例）、居宅訪問型保育事業（厚労省令・条例）は、②は義務付けないが、（）内に記載した措置により、保育所等と同様に、①を義務付ける。

### ◆安全装置について

機種については以下の表に示されているように、「幼児送迎用バス安全対策 WG」の最終開催があり、12月中旬に装置のガイドライン策定がされますので、その内容を待ってからの機種選定になることになりそうです。

日程	取組み内容
10月4日	幼児送迎用バス安全対策WG立ち上げ・第1回開催 →車両の安全における対策の方針・ガイドライン骨子・ヒアリングの質問票について合意
10月～11月	メーカーヒアリング等を通じ、ガイドラインの審議
<u>12月中旬</u>	幼児送迎用バス安全対策WG最終回開催 <u>装置のガイドライン策定</u>

国から自治体へは以下の事務連絡となっています・・・

「送迎用バスへの安全装置の装備」については、来年4月施行から1年間は、経過措置を設ける予定であること。ただし、可能な限り早期に装備するよう促すこととし、来年6月末までに安全装置を装備するよう現場へ働きかけていただきたいこととなっています。